

# 令和4年第2回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第7号から日程第19 議案第40号まで	4
・報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (令和3年度中泊町一般会計補正予算第16号について)	
・報告第 8号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (令和3年度中泊町一般会計補正予算第17号について)	
・報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町税条例等の一部改正について)	
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
・報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関	

する条例の一部改正について)

- ・報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第1号について)
- ・報告第15号 令和3年度中泊町一般会計継続費繰越計算書について
- ・報告第16号 令和3年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ・報告第17号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
について
- ・議案第36号 中泊町税条例等の一部改正について
- ・議案第37号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第38号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について
- ・議案第39号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第2号について
- ・議案第40号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号につい  
て

散会の宣告 ..... 8

## 第 2 号 (6月9日)

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議の宣告	11
日程第1 一般質問	11
6番 荒関富雄議員	11
5番 塚本悦子議員	17
2番 今 博子議員	21
散会の宣告	28

## 第 3 号 (6月10日)

議事日程	29
------	----

出席議員	30
欠席議員	30
出席説明員	30
職務のため出席した事務局職員	31
開議の宣告	32
日程第1 報告第7号	32
・報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (令和3年度中泊町一般会計補正予算第16号について)	
日程第2 報告第9号	33
・報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (令和3年度中泊町一般会計補正予算第17号について)	
日程第3 報告第10号	35
・報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町税条例等の一部改正について)	
日程第4 報告第11号	37
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第5 報告第12号	38
・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第6 報告第13号	39
・報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第7 報告第14号	40
・報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について (令和4年度中泊町一般会計補正予算第1号について)	
日程第8 議案第36号	43

・議案第 36 号 中泊町税条例等の一部改正について	
日程第 9 議案第 37 号	4 5
・議案第 37 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第 10 議案第 38 号	4 6
・議案第 38 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について	
日程第 11 議案第 39 号	4 7
・議案第 39 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について	
日程第 12 議案第 40 号	5 9
・議案第 40 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号につい て	
日程の追加	6 0
町長追加提案理由の説明	6 1
追加日程第 1 議案第 41 号	6 1
・議案第 41 号 中泊町教育委員会教育長の任命について	
日程第 13 陳情第 4 号	6 3
・陳情第 4 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出 を求める陳情	
日程第 14 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	6 3
閉会の宣告	6 4
署 名	6 5

## 第 2 回中泊町議会定例会

令和 4 年 6 月 6 日（月曜日）

### ○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 6 号について)
- 5 報告第 8 号 専決処分した事項の報告  
(損害賠償の額の決定について)
- 6 報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 7 号について)
- 7 報告第 1 0 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 8 報告第 1 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 9 報告第 1 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 1 0 報告第 1 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)

- 1 1 報告第 1 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 1 号について)
- 1 2 報告第 1 5 号 令和 3 年度中泊町一般会計継続費繰越計算書について
- 1 3 報告第 1 6 号 令和 3 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 1 4 報告第 1 7 号 令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 1 5 議案第 3 6 号 中泊町税条例等の一部改正について
- 1 6 議案第 3 7 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 1 7 議案第 3 8 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について
- 1 8 議案第 3 9 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- 1 9 議案第 4 0 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について

○出席議員（12名）

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君     | 2 番 今 博 子 君     |
| 3 番 成 田 直 人 君   | 4 番 秋 元 隆 君     |
| 5 番 塚 本 悦 子 君   | 6 番 荒 関 富 雄 君   |
| 7 番 秋 田 博 君     | 8 番 長 利 司 君     |
| 9 番 青 山 雅 晴 君   | 1 0 番 沖 崎 勲 君   |
| 1 2 番 野 上 祐 一 君 | 1 3 番 川 山 光 則 君 |

○欠席議員（1名）

- 1 1 番 野 上 憲 幸 君

○出席説明員

- |       |           |
|-------|-----------|
| 町 長   | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |

教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	藤 田 康 久 君
教 育 課 長	長 利 香 代 子 君
会 計 課 長	藤 田 順 悦 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、令和4年第2回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番、成田直人議員、12番、野上祐一議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月10日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日から6月10日までの5日間に決定しました。

◎日程第4 報告第7号から日程第19 議案第40号  
まで

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてから日程第19、議案第40号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。  
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和4年第2回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわらず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など計16件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第7号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第16号についてであります。

次期情報セキュリティクラウド移行の実施及び除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第8号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第17号についてであります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加により、所要の予算補正を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第10号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第11号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地方再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第12号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号は、中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特

別措置に関する条例の一部改正についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第14号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第1号についてであります。

マイナンバーカード、マイナポイントの利用及びキャッシュレス決済を促進する事業を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第15号は、令和3年度中泊町一般会計継続費繰越計算書についてであります。

令和3年度一般会計予算のうち、総合福祉健康センター建設事業の継続費で、年度内に支出が終わらなかったものについて、継続費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

報告第16号は、令和3年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和3年度一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった行政手続きオンライン化システム改修等14事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

報告第17号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和3年度介護保険特別会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった介護施設等感染拡大防止対策事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

議案第36号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法施行令の一部改正及び資産割額の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正

についてであります。

児童扶養手当施行令の一部改正に伴い、眼の障害の認定基準が改められたこと及び条文を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億4,051万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億8,252万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、高等学校通学費助成金及びマイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等における住民票等の交付事業費、民生費に、町内こども園の児童施設感染防止対策事業費、衛生費に、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る実施経費及び地球温暖化対策実行計画作成業務、農林水産業費に、中泊の食を活用した学生等支援事業費、商工費に、コロナ禍における町内宿泊施設等の利用を促進するためのG○得キャンペーン事業費、土木費に、豪雪地帯安全確保緊急対策事業費を計上したほか、人事異動等に伴う職員人件費の所要額をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金等を計上したほか、財源調整に充てるため、財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第40号は、令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億1,431万9,000円とするものであります。

補正する歳出は、人事異動に伴う人件費及び、傷病手当金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、県支出金及び一般会計繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,332万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、人件費及び備品購入費であります。

歳入につきましては、歳出の関連において、診療収入を調整のうえ計上したほか、諸収入を追加計上いたしております。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時11分

第2回中泊町議会定例会

令和 4年 6月 9日 (木曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 田 中 洋 君	2番 今 博 子 君
3番 成 田 直 人 君	4番 秋 元 隆 君
5番 塚 本 悦 子 君	6番 荒 関 富 雄 君
7番 秋 田 博 君	8番 長 利 司 君
9番 青 山 雅 晴 君	10番 沖 崎 勲 君
11番 野 上 憲 幸 君	12番 野 上 祐 一 君
13番 川 山 光 則 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君

小 泊 支 所 長  
教 育 課 長  
会 計 課 長  
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君  
長 利 香 代 子 君  
藤 田 順 悦 君  
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
総 務 課 行 政 係

宮 越 裕 子 君  
白 川 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、荒関議員の質問を許可します。

6番。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

子育て支援策についてであります。当町では、子育て支援については保育料の無償化や医療費の高校生までの無償化など、近隣町村に先駆けて実施してきた経緯がございます。しかし、学校給食費無償化については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症臨時対応地方創生交付金で対応し、実施したことがありますが、その後一向に恒久的財源を充て予算化していないので、その理由と、今後学校給食の無償化を目指すのかをお伺いいたします。

2点目は、町道の整備についてであります。これは、舗装の打ち替えなどの計画があるのかということであります。冬の除雪などにより、毎年春になるといろいろな穴ぼこができて、非常に困難を生じているような状況下にあります。そして、いまだ舗装されてから一度も打ち替えされていないような町道が多数あるように見受けられますが、そのような場所を年度を分けてやっていく計画があるのかないのか、まずその1点をお伺いいたします。

以上、あとは答弁により再質問に入らせていただきたいと思います。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員の学校給食費の無償化についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、各自治体では様々な支援策が講じられているところがございます。当町におきましても、町民の経済的負担を緩和するための対策の一環として、児童生徒の保護者に対しても給食費負担を軽減し、教育の充実に寄与すると同時に、子育てを支援するための緊急的な措置として、令和2年度限りで無償化を実施させていただいたところであります。これが1点目のなぜやめたのかという、やめたのではなくて、一時的にやったのだという答えになるわけでありますが。

今後無償化を目指すのかというご質問についてであります。学校給食につきましては学校給食法の法令等に基づきまして、給食に必要な施設、設備、運営に要する費用は学校設置者が負担をし、食材費については保護者負担にするのを原則として対応しているものであります。受益者負担の観点から法律の規定に基づいて給食費のご負担をお願いしているものであります。経済的理由により負担が厳しい保護者に対しては、既に就学援助制度により町が全額負担しているところでもあり、全ての児童生徒の給食費無償化は、一義的には国が検討するものであると考えているところであります。当町では、学校給食を1食当たり小学校280円、中学校310円で、栄養基準に基づき、中泊産や青森県産の食材を可能な限り使用し、安全でおいしい学校給食を提供することに努めているところであります。また、食育指導にも力を入れ、「食べ物を大切にし、感謝の心を持って食事ができる子どもの育成」にも取り組んでいるところです。

自分の子供は自分で育てるという親の意識啓発を図ることもまた重要であると考えているところから、現時点では町として恒久的無償化を目指すことは考えておらないということであります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒閑議員のご質問の町道整備計画についてお答えいたします。

現在の町道の管理補修等については、中里地域を4地区、小泊地域を2地区に分けて、軽微な補修を中心に幹線道路、生活道路の区分なく実施している状況であります。それでも、不便をお掛けしている所

や行き届いていない所がある事を認識しております。

町の道路の整備計画は長期総合計画に基づいて徐々に整備を進めておりますけれども、この整備計画では幹線道路を中心とした計画となっているため、生活路線については含まれていない路線もあります。

今後は再調査を行い、生活路線を含めて計画を見直し、優先順位を付けながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 1点目の学校給食費の無償化については、法に基づいてやっているから、それと当然子供は親が育てるものだという、そういう認識の下で当町では無償化を目指していかないという答弁であります。子供は国の宝です。今これだけ少子化が叫ばれている中で、何にもそれに対して手当てをしていかないということであれば、これからどんどん子供たちの数が今よりさらに減っていくのは自明の理だと思います。

他町村でもいろいろこの無償化の問題、町長選の論点にもなった町もございます。それだけ、食というものに対して手当てをしていかなければならないだけ、子供たちの偏向も進んでいるのかなというふうにも思われます。そういった中で、今の答弁であれば絶対やらないのだと、そう受け止めていいのですか。もうちょっと考えてみるとか、議会と相談するとか、そういう考えは一切ないのですか。まず、その点をお伺いいたします。

あと、町道の整備については、大きな道路はそれなりの計画も、また予算づけされているところはひもづけされておりますので、計画等は町のホームページ等にも載っておりますが、本当に小さな路地に対しては、今まで一度も舗装してから、もうビスケット状になってしまっても、また春先に大きな穴を穴埋めだけして、全然手当てされていないような状況下にあるのです。そういったとき、まさに高齢化でありますので、手押し車も押して歩かれないような状況になっているような箇所もあると思います。再調査、再調査と、質問するたびに言いますけれども、そういったことをやっていかないといけない時期に入っているでしょう。再調査、再調査の答弁では、答弁要りませんよ。調査は当然しなければなりません。調査したら、私は計画を立てるべ

きだと思うのです、財政的な問題もあるとは思いますが、そして、計画に基づいて、もう何年待てば、へば、ここ今度やってくれるんだとか、そう思えば待てるのです、待つほうも。何も計画ない、うちのところはいつやってけるんだべかなと、そういう声だけが聞こえてまいります。そういったことのないように、今後どういう調査をして、いつまでにその計画を立てるのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再質問に対する答弁ありませんか。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 再質問2点について、私のほうからお答えを申し上げたいと思っております。

まず、1点目の給食費についてであります。皆さん、給食がなぜ行われるようになったかの経緯についても、あえてここで説明するまでもなく、ご存じのことと思っております。もともとは家で、私も子供の頃そうでしたけれども、弁当を持って学校に行くというのが当たり前だったわけでありまして。となりますと、各家庭のいわゆる経済的な状況によって、持ってくる弁当がやっぱり差が出てくると、それが子供の成長過程における栄養にも問題が出てくるということで学校給食というのが始まり、学校給食を始めるに当たっては、先ほどお答えを申し上げたとおり、給食を作るための設備、提供するための車等については自治体が負担をすると、ただし食材費の部分についてはご家庭にご負担をいただくというルールが決められたものと私自身は認識をしております。

今荒関議員からの少子高齢化、少子化の部分の問題に対して、ではどう対応するのかということがあったわけでありまして、給食費を町が持ったから子供が増えるとか、そういう簡単な問題ではないと私はまず少子化に関しては思っています。もっと別なことを様々考えていかなければいけない状況にあるのだろうなと思っておりますので、子供を育てる親の負担を軽減するという意味においては、もっと様々知恵を絞りながら、ご支援できる部分をご支援をしていきたい、そして子育ての負担を軽減していきたいというふうに考えております。それが直ちに給食費であるというふうに私は思っていないということでありまして。これが1点目の答えであります。

2点目につきましては、道路であります。我が町、飛び地合併により面積もかなり広い面積の中で、人口がどんどん、どんどん減っていくという状況にあります。そういった中で、全ての方の家の前の道路、いわゆるふだん使っている道路を常に最新の状態にしていくというのは、これ現実的にかなり厳しいのかなと思っております。さはさりながら、今議員のほうからご指摘があったように、高齢の方が唯一支えとなる手押し車を押しながらも歩行に支障を来すような道路の損傷があったものを、そのまま放置してよいのかということであれば、それは決してよくない。常に歩行に支障を来さないように改善をしていかなければならない。それは、あくまでも臨時的な対応でやっていかなければいけないのだろうなと思っております。

先ほど具体的な場所についてのご指摘はなかったわけですが、議員各位におかれましては、目につく場所があったらいつでもお知らせをいただければ、町のほうではその部分については最大限考慮してまいりたい。これ短期的な問題です。長期的にはきちっと計画を立てて、結構長い路線がある町道を計画的に順繰りにやっていきたいと、そのためにも調査もしていきたいということであります。今でも特定の場所で、ここに穴が空いているので、車の通行に支障を来すというふうなことがあったときには、ちゃんと対応させていただいてると私自身は認識しておりますので、そういう場所があったら、いつでもご連絡をいただければありがたいなと思っております。要するに短期的と長期的に分けて物を考えていかなければいけないし、人口が減っていく中で、今までどおり全ての道路を常に最新の状態にメンテナンスしていくというのはだんだん厳しくなっていくのだろうな。これもまた少子高齢化のために厳しくなっていくのだろうなと思っておりますので、暮らし方、道路の対応の仕方、そういうものにも、その時々状況に応じて対応も考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 町道の整備については、それは短期的には、そこに穴空いているよと言え、行ってやってくれています。ですが、ですが

ですよ、常に言われなければやらない姿勢、それでは駄目でしょう。職員の方々だって分かっているはずだと思います。みんな各集落から通っているわけですから。あえてここがどうだとか、ここがこうでなければという、そういうことではなくて、悪いところは打ち替えていくのだという。それは、予算的に厳しいということは分かっています。それは、ちゃんと計画立ててやってくれないと、いつまでたっても俺のところ何も直してけねという声だけが聞こえてくるのです。だから、そういうところ、あまり人の通らないようなところこそひどい状態になっていると思います。だから、人があまり通らないのだから、そこは後回し、後回しで来たからそうになっているのです。そうではなくて、やっぱりそこにも住民がいるのですから、そういうところまで配慮するという姿勢です。それがなければ、町民の不満だけがたまります。できるだけそういうことのないように、では長期的なプランはいつまでに議会に示していただけるのか、その1点だけ再質問。

あと、給食費については、給食費の無償化をしたから子供が増えるのかとか、私はそういうことを言っていない。子育て支援、町長はそういう考えでしょう、親御さんが食に関しては当然責任を持つべきだと。それは今まではそうだったかもしれませんが。この給食が始まったとき、私今70歳になりますけれども、ちょうど私は給食のない世代です。今69歳の方は給食を受けているはず。その当時は、みんな食べ物がなければ、芋、カボチャ、分け合って食べたりしたものです、子供たちは。でも、今この給食費、なぜ問題にしたかといいますと、助かったじゃという声が多かったのです、この2年度の対策でやったときに。それが、よかったというものはぶった切る、また新しいものをやる、新しいものをやる、目先を変えていく、私はそれだけではいけないと思います。いいものは続けるべきだと思うのですけれども、そこら辺もう一回答弁願います。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） どこを議論しているのかよく分からないのですが、例えば国保税を、国保料も経済対策のときに1万円割引しました、安くしました。多分みんな助かったと言ったはず。では、毎年毎年恒久的に国保料も1万円安くできるかといえば、それはまたできないわけ。確かに商品券配れば、みんなありがたいと言います。給食費

安くすれば、ただにすれば、ありがたいと言います。ただ、何のためにそれをやっているのかというと、通常時でないからなのです。いわゆるコロナで勤め先、働けなくなったり、経済的に例えば捕った魚が売れなくなったり、野菜が売れなくなったりして、経済的な打撃があるから地域の経済を何とかするために経済対策として、地方創生臨時交付金なり、県のほうが経済対策の補助金を出してくれて、それを使って市内でも様々な施策を考えながら対応してきた。いいものを続けないでぶった切って目先を変えるという考え方は、ちょっと違うのかなと私自身は思っています。別にぶった切ったつもりもありませんし。そのときに経済的に大変だろうから、給食費も一時的に期間限定でやらせていただいたということでもあります。

先般、参議院のやり取りの中で、岸田総理が質問を受けておりました。給食費の無償化は考えないのか。この答えは、国としては今すぐに全ての給食費を無償にするということではなくて、地方が経済的に困っている人たちに対する地方創生臨時交付金を使って対応するよう考えてほしいという答弁だったのです。私は、これを裏返せば、国として通常時給食費は、やっぱり保護者の方のご負担にお願いするところなのだろうと。ただ、今経済的に、ウクライナの問題もあり、経済的に大変な時期だから、地方創生臨時交付金を使って地方で考えてほしいということだったと思うのです。それは、地方、地方の実情に応じてだから、国が一本でやるとは言っていないのだと、私はそういうふうに理解したところであります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員のいつ頃までまとめるのかについてお答えしたいと思います。

私ども環境整備課としては、12月頃をめどに取りまとめて、それでその取りまとめたものを集計しながら計画をつくって、できるだけ早めに皆様にご報告したいと思っております。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○ 5 番（塚本悦子君） 議席 5 番、塚本悦子でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

脱炭素社会の取組についてであります。脱炭素は、一言で言うと二酸化炭素をできる限り抑えることと言われます。地球が温暖化すると、感染症が増える、住む場所がなくなる、異常気象が発生する、水や食べ物が不足する、生物が命を落とす。そこで、温暖化の影響を最小限にするため、パリ協定という共通の目標を立て、脱炭素社会を目指すことになりました。そして、自治体にも、地域脱炭素への取組が求められています。

政府は、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを表明、2021年4月には2030年度の温室効果ガス排出、2013年度比46%削減、さらに50%削減の高みを目指す削減目標を掲げました。2021年6月に、国・地方脱炭素実現会議が決定しました。地域脱炭素ロードマップでは、2030年度までに100か所の脱炭素先行地域を創出することが示されました。

こうした脱炭素地域づくりを支援するため、政府は意欲的な取組をする自治体には交付金で支援を行っております。これを受けて、昨年11月の青森県議会でも取り上げられ、県は各市町村にも具体的な取組などを積極的に働きかけを行うこととしました。

脱炭素社会を目指すことで、SDGsの7番、8番、9番、11番、12番、13番、17番の各目標達成に大きく貢献できるものと思います。

しかしながら、一方では課題もあります。現状把握や計画策定、省エネ導入に関する知恵、人材の不足、環境影響や経済効果などの情報不足、合意形成のプロセス不在があります。

そこで、これらを克服するため、地域住民を巻き込みながら、その知恵を活用し、交付金、補助金とともに脱炭素を推進しなければならないと思います。中泊町の自然や伝統文化といったかけがえのない財産、地域自然を生かし、一流の田舎を目指してほしいと思います。

以上の事項を踏まえ、脱炭素社会に向けた町の現状認識と取組姿勢についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 塚本議員の脱炭素社会に向けた町の認識についてお答えをいたします。

脱炭素社会に向けた取組でございますが、近年国際的に脱炭素社会の実現に向け、大きく動き出しておるということは先ほど議員のほうからお話のあったとおりであります。国では、繰り返しになりますが、2020年10月に、2050年までには温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすると、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指すのだと。そして、その過程の2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減すると公表しているところであります。

また、青森県におきましても、これ所管がたしか環境生活部の環境政策課の中にあるわけでありましたが、青森県が作成した「青森県地球温暖化対策推進計画」の中を見ますと、県内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で31%削減することを目標に掲げていると承知しております。

これらのことを受けて、我が中泊町では、環境負荷を低減した循環型社会の形成及び持続可能なまちづくりのために、温室効果ガス排出量の削減を目指すという、「中泊町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に取り組んでいるところであります。

この実行計画は、温室効果ガス排出量削減等を推進するための総合的な計画でありまして、計画期間までに達成すべき目標を設定し、この目標達成のために実施する事業を具体的に定めるものであります。

施策といたしましては、再生可能エネルギーの導入ですとか、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化の推進、廃棄物等の発生抑制による循環型社会の形成について細かく定め、当町の経済、社会、環境が抱える問題の解決を念頭におきながら、地域の枠組みはもちろんのこと、より広い範囲での連携や協力のもとで取り組みを推進して参りたいというふうに考えてございます。

また、区域施策編と併行して町の事務及び事業においても、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を併せて推進し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置「中泊町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」も今年度中には策定するよう進めております。

区域施策編の実行計画につきましては、地域住民及び事業者の方々にしっかりとご説明し、ご理解を頂くことで、同じ将来像を共有しながら、町一丸となって脱炭素社会の実現を目指してまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） るる説明をしていただきましたけれども、気持ちは同じでございます。ただ、脱炭素社会に取り組むためには、人材の確保と育成が非常に重要だと思われませんが、その人材育成に向けてどのような考えをお持ちか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 昨年2期目の町長としての責任を担わせていただきたいというお願いを申し上げたときの私のスローガンというか、目指すものを「ふるさとの未来を拓く人づくり」というふうに申し述べたわけではありますが、今抱えている様々な課題を解決していくために、いわゆるマンパワー、人づくりが必要だというふうに考えてございまして、ここ数年というか、私が町長に就任をさせていただいてから、各分野におけるいわゆる人づくりのために、町の職員を県のほうに派遣して、それぞれのテーマで勉強をさせてもらっております。

最初は、我が町にも今風力発電、陸上、それから洋上の問題も日本海側で色々進んでいるということもあって、県のエネルギー総合対策局エネルギー開発振興課に職員を1人派遣し、1年間でもございましたが、戻ってからその方にエネルギーの関係を担当していただいております。

地方自治体のICTを活用した事務が今後、令和7年を目途に様々な形で動いていくということがあったものですから、昨年、一昨年には県の情報システム課、今は行政経営課になっていますが、そちらのほうに2年間職員を派遣し、県内の自治体のICTの状況を勉強させていただきました。

そして、今年の4月からは、今まさに議員からご指摘があったように、環境の問題が今後町としても大きな問題になるだろうということで、今環境政策課のほうに、いわゆる地球温暖化対策を所管している

課のほうに職員を1人派遣してございます。県の部長から直接電話を頂戴し、町の狙いを問われたものですから、そのことをお話ししたところ、地球温暖化についてもしっかりと学んでいってもらうよう配慮しますという答えをいただいております。

そのようにしながら、様々な問題に対応するための人づくりというものをやってまいりたいなと思っております。町の職員で足りない部分については、外部から知識を持った人間を招聘し、その知識を行政にも生かしてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） まずは、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

2021年12月28日時点では、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体は、東京都、京都市、横浜市をはじめとする514自治体があり、青森県では八戸市、七戸町、つがる市、深浦町、佐井村があります。どうかこの際、我が町でも、せっかく何基もある風力発電とともに、中泊町の自然や伝統文化といったかけがえのない財産を生かした脱炭素を目指していただきたいと、このように思います。

このたび、早速変わる中泊町として、DX、デジタルトランスフォーメーションによる中泊町総合デジタル化推進事業に取り組みました。ぜひこの脱炭素も早くに表明していただくことを切に希望いたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

DX推進係がいよいよスタートしまして、2025年の壁の克服など、見ても聞いてもさっぱり分からないのが現実であります。IT化やデジタル化と、このDX、デジタルトランスフォーメーションとの違いさえ理解に苦しむところでもあります。ですが、将来においてなくてはならないものであることだけは理解できています。しかし、ここ

でもD X人材の不足であるとか、セキュリティ対策が甘いのではないかなど、不安視される声も聞こえています。

町では、このD X推進係が実際に何に取り組んでいるものか、そしてこれからどのようなことを手がけていくのか、私たちが理解できると思われる範囲で、簡単に説明いただければと思います。

そして、このD X推進係も含め、町で取り組んでいるのがマイナンバーカードの利活用であると思われませんが、県下でも取得率がトップになったことは、皆さんの積極的な働きかけがあったものであり、そして大変苦勞したことも理解しております。しかし、マイナンバーカードの必要性や使いこなすためにはここからであり、今のままではただの身分証明書でしかなく、まだ一回も使ったことのない人もたくさんいます。役場の手続にしても、何ら簡素化されておらず、物足りなさを感じています。今後町としてのマイナンバーカードの利活用の方針など、どのように考えているものかお伺いします。

○議長（川山光則君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 今議員のただいまのご質問、D X推進係は何をしているのかと、どういうことをこれから進めていくのかと、そしてマイナンバーカードで何ができるのか、町としてどう利活用していくつもりなのかというふうなご質問があったというふうにご受け止めております。

お答えのほうは前後するかも分かりませんが、マイナンバーカードを使って、どういうふうな仕組みをつくっていかようとしているのかについて私のほうから、できる限りご理解いただけるようにご説明をしたいと思います。

当町のマイナンバーカードの交付率、去年の11月までは県内最下位で12%程度だったと記憶しておりますが、今年2月末時点で県内のトップになったというふうに報告を受けまして、それがこの5月15日現在では56.1%と全国の平均も上回っております。これは、あくまでも申請を受け付けさせていただいて、お渡しをした部分の数字でありまして、まだお渡しをしていないものも全部含めると6割を超えるというふうに承知しておるところであります。

今後町として、県内で町民が一番マイナンバーカードを持っている町になったこの中泊町として、どうそれを生かしていくのかということではありますが、まずは議員からお話があったとおり、マイナンバーカードを持ったら暮らしが便利になった、持ってよかったと町民の方々に実感していただけるような、そういう取組を進めていくことが重要であるというふうに考えておりました、また町が抱えている人口減少という問題を解決していく上でも、人口減少社会を見据えたデジタル技術の活用ということを我々が考えていくのが大事なのだろうなと。その際には、行政サービスの部分の質を落としてはいけない、常により便利にならなければいけないというふうに考えており、そのことがいわゆるSDGs、持続可能な住み続けられる町の在り方になるのではないかなと。そして、その具体的な姿を分かりやすく町民の方に示していくことが我が町に課せられた責務なのではないかなというふうに考えております。

現在計画しておりますマイナンバーカードを活用する町の取組といたしましては、まず役場窓口において各種証明書を取得する際、この手続の簡便化であります。各種証明書の交付には、私もいつも書いているのですが、申請書に様々細かいことを書かなければいけないのです。あなたは誰か、本人か、窓口に来た方と申請する方の関係を書けとか、いろいろ細かく書かなければいけないのですが、マイナンバーカードを利用することで、そういう書類を記載しなくても簡単に各種証明書を発行できるシステムづくりを今県の新産業創造課というところと一緒にあって、相談をしながら進めているところであります。これなぜかと申しますと、このシステムをつくるのが新しい産業の創造につながるのです。日本全国の自治体の窓口が同じ悩みを抱えていて、最近書かない窓口とかと増えてきているのですが、まだマイナンバーカードを1つ置くだけで何でも手続ができるような仕組みというのはできていないというのが実態のようであります。これをいち早くつくったところが新産業としてもリードできるということで、県も取り組んでいるようであります。その県の取組と足並みをそろえながら、一緒に取り組んでいければいいなと思っております。

また、そもそも役場に来なくても証明書とか交付を受けられる、この仕組みがあります。コンビニエンスストアのキオスク端末を使って

やるのですが、マイナンバーカードがその際必要になります。今役場向かいにあるローソンでも、マイナンバーカードを持っていけば、実施している自治体の証明書は出せます。私、本籍地を小泊ではなくて、青森市に置いているものですから、戸籍関係の書類を青森市役所に行かなくても、町のローソンで手続きができるというふうになってございますが、この仕組みを我が町でも今年中には整えるつもりで、来年の4月から使えるようにするつもりで今作業してございます。マイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストア等で住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の交付を受けられるようになります。土日、役場が閉庁しているときでも取得できるようになる予定でございます。今までの不便さを一気に解消し、町民の皆さんにマイナンバーカードを持ってよかったというふうに実感していただけるのではないかと考えておりまして、何とか年度内にはつくり上げたいなと思っております。

また、国はマイナンバーカードそのものに保険証の機能も持たせるようにつくっております。もう既に、私も保険証をマイナンバーカードに入れていますが、そのマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにはすぐできるのですが、要は受け取る側の病院、医療機関の窓口がそれに対応していないとできないわけでありまして。先般は、そのマイナンバーカードに保険証を入れた方の手数料アップの部分診療報酬にのっけて、患者さんの負担にしたということで、国がその制度の見直しを今進めているようでありまして、対応したシステムを入れるための医療機関の経費負担、それを町としてお手伝いをさせていただきながら、それぞれの医療機関、今小泊の診療所しかマイナンバーカードで、保険証として使えないのですけれども、それぞれの医療機関が対応できるように設備を導入するご支援をさせていただく予定であります。

国ではさらに、来年の3月までには全ての国民にマイナンバーカードを取得してもらおうという意気込みで取り組んでいるようでございまして、メリットを打ち出しております。マイナポイント第2弾、この春からやってございます。さらに、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をし、さらに今公金から給付金が出たりするときがあるわけでありまして、プッシュ型で自治体のほうから給

付金が出たときに、それを受け取る口座、受取口座をこのマイナンバーカードとひもづけしていただくことで、最大2万円相当のマイナポイントを受け取ることができるというふうな事業を国がやってございます。

そう申しましても、個人個人が手続をするとなるとなかなか大変だということで、今マイナンバーカード取得率が県内1位になった中泊町の町民の皆さんが、漏れなくマイナポイントを受け取れるよう、マイナポイント申込の支援窓口の設置や、町内の店舗で、今度カードの中にマイナポイント入ったときに使えなければいけないわけですから、商店がそれを受け取る仕組みもなければいけないということで、町内の店舗でマイナポイントを使えるよう、事業者に対してキャッシュレス決済システム導入を促進するための事業も併せて展開をさせていただきます。

また、マイナンバーカードは運転免許証との統一化も計画されるなど、今後多くの役割を担っていくものと考えております。町としては、町民の暮らしを便利にするためにはどう活用すれば良いのかを常に考えながら、時代やニーズに合わせた対応をし続けていく必要があるものと考えてございます。

今後もマイナンバーカードやデジタル技術を活用しながら、人口減少下においても町民の皆様がはずましい暮らしが出来るよう、取組を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問ありますか。

今議員。

○2番（今 博子君） 今答弁いただきましたけれども、DX関連のほうでちょっと質問をさせていただきます。

最近話題の阿武町での誤送金問題において、決済代行業者によるインターネットカジノや仮想通貨などへ短時間の間に交換してしまった問題は、大きく報道されていきました。また、国の新型コロナウイルス対策の持続化給付金をだまし取ったとして、国税局職員を含んだ7人が逮捕された事件も大きく報道されました。この持続化給付金では、今年4月末までに全国で計約3,600人が摘発され、立件額は計約31億8,400万円に上ったとされています。そして、これらも

仮想通貨へと移動したなどと言われています。もしこれらがマイナンバーカードと銀行口座とのひもづけができていれば、様々なリスクに対して、DXにより人間の間違いなどを的確に処理できるものか、お伺いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今、今議員の再質問にございました案件等、DXを活用した場合に対応できるのかと、防げるのかというふうなご質問だと受け止めたわけではありますが、今話題になっている案件、事象をマイナンバーカードと口座のひもづけをやったから、では防げたかというところ、私は防げていなかったのかなと思っております。口座に入ってしまったから後の話については、これはマイナンバーカードと口座のひもづけとは別問題だと思いますので。ただ、デジタル化が進んでいったときに、人間があらかじめ人間の目なり、目視なりで確認しなければいけないところを機械的にチェックをかけると、例えば金額が異常に大きかった場合に、再度機械のほうからエラーの確認を求めてくるというようなシステムはつくれるとは思いますが、そういうことが実現できていけば、例えば1人の人間に法外な額を振り込んでしまうような間違いは、もしかすれば防げるのかなと、あらかじめ想定されていけば防げるのかなと思います。

2つ目のだまし取ったほうについては、これは制度設計したときに、そういうことのないような制度設計をするしかないのかなと。DXを進めていくことによって防げるかというところ、なかなか難しいのかなと思っております。

マイナンバーカードと銀行口座のひもづけというのは、アメリカとかでよく行われているプッシュ型、要するに登録されていれば本人の申請なくてもそこに給付金が送られるようなときには、いろんな手続きが簡便化できるので、便利になるのだろうと。日本の場合でいくと、年金とか、児童手当とか、所得税の還付だとか、そういう場合に口座を届け出て、届出印を押してという作業は必要なくなるのかなと思っております。だからといって、全ての諸悪がDXで阻止できるかというと、かなり厳しいかなというのは個人的に思います。

あと、リスクの問題なのですが、よく指摘されます。例えば行政機関がリモートで自宅で作業できるようになると、一般の回線、インタ

ーネット回線を使うと外部からの侵入とかハッキングとかが問題になるので、このマイナンバーカードについてもそういう心配をされる方がおられます。セキュリティーもまたデジタルトランスフォーメーションの中でしっかりと考えられていくのかなと思っておりまして、そういう部分のリスクというのはなくなるのかなど。現実的に今役場のシステム、コンピューターで処理するシステムがあるのですが、リモートで先日私の自宅のパソコンからも、町の役場で処理するのと同じようなことができるようにしたわけではありますが、そうすると私のところのインターネット環境がなくなるのです。町のパソコンと同じことしかできなくなる。ということは、完全にうちのパソコンの自由にインターネットが閲覧できる環境は一旦シャットアウトされて、町のパソコンと同じように制限された環境下に置かれる、だから安心なのだということは身をもって実感しているところであります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

今議員。

○2番（今 博子君） 要望となりますが、一言。マイナンバーカードと健康保険証をひもづけたマイナ保険証に関してですが、それぞれの医療機関で違うわけですが、私の知っている範囲では、利用するための機械は1年半以上前より届いており、もうほこりをかぶっている状態です。コロナ禍による人材不足であるとか、技術者不足、機械の不具合など、トラブルも多く、なかなか取付けが進んでいないのが現実です。

国の補助金も今年いっぱいということもあり、急ピッチで進むものと思っております。マイナ保険証においては、先ほど町長より説明がありました。患者さんの窓口負担もなくすよう見直すこととなっておりますし、何といたっても保険証の打ち間違いなどなくなるということは、レセプトの返戻がほとんどなくなると思われま。たくさん人の煩わしさがなくなることにつながることも、町としてこれからもマイナポイント第2弾に向かって、一人でも多くの方々へマイナンバーカードの使い勝手のよさをアピールして、利用価値を上げるため、努力いただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして今議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時00分

## 第2回中泊町議会定例会

令和 4年 6月10日（金曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第16号について)
- 2 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第17号について)
- 3 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 4 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 5 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 6 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 7 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について  
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第1号について)
- 8 議案第36号 中泊町税条例等の一部改正について

- 9 議案第37号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 10 議案第38号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について
- 11 議案第39号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第2号について
- 12 議案第40号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について
- 13 陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 14 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第3号の追加）

- 1 議案第41号 中泊町教育委員会教育長の任命について

○出席議員（13名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 田中洋君   | 2番 今博子君   |
| 3番 成田直人君  | 4番 秋元隆君   |
| 5番 塚本悦子君  | 6番 荒関富雄君  |
| 7番 秋田博君   | 8番 長利司君   |
| 9番 青山雅晴君  | 10番 沖崎勲君  |
| 11番 野上憲幸君 | 12番 野上祐一君 |
| 13番 川山光則君 |           |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- |        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 濱舘豊光君 |
| 副町長    | 横野彰吾君 |
| 教育長    | 米塚鈴子君 |
| 代表監査委員 | 外崎良造君 |
| 総務課長   | 毛内康裕君 |
| 財政課長   | 山中哲哉君 |
| 総合戦略課長 | 三上晃瑠君 |
| 税務課長   | 太田光平君 |

町民課長	三上康栄君
福祉課長	下山貴子君
環境整備課長	藤本雅久君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	藤田康久君
教育課長	長利香代子君
会計課長	藤田順悦君
上下水道課長	鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮越裕子君
総務課行政係	白川隼君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第7号

○議長（川山光則君） 日程第1、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年3月14日付で専決処分をいたしました専決第6号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第16号であります。

次期情報セキュリティクラウド移行の実施及び除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,385万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,094万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。

3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第12目電算事務対策費、12節委託料に次期情報セキュリティクラウド移行に伴う経費として85万8,000円を計上しております。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費に町道除雪委託料2,300万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基

金繰入金に今回の補正財源として2,385万8,000円を計上しております。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第16号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第2 報告第9号

○議長（川山光則君） 日程第2、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年3月25日付で専決処分をいたしました専決第8号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第17号であります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加により、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,672万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,767万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第14目財政調整基金費に財政調整基金積立金2億8,621万4,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費に県支出金過年度分返還金51万5,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページにお戻り願います。2、歳入。第2款地方譲与税から8ページを御覧願います。第11款法人事業税交付金までは、交付額の確定に伴い、それぞれ所要の補正をいたしております。

なお、第9款地方交付税については、特別交付税の3月交付額が決定し、1億3,640万4,000円を計上しております。

令和3年度の特別交付税の総額は4億7,640万4,000円で、前年度と比較しますと3,690万2,000円の増となっております。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目土木費補助金で、除排雪経費に係る特例措置として、社会資本整備総合交付金（市町村道除雪事業）分と臨時市町村道除雪事業費補助金、合計で7,310万6,000円を計上しております。

次に、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。5ページにお戻り願います。第2表繰越明許費補正で、第2款総務費、第1項総務管理費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業4,720万5,000円、第3款民生費、第2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業30万円、第10款教育費、第1項教育総務費、こども学園校旗購入81万6,000円の3事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため追加設定するものであります。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第17号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
報告第9号を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。  
したがって、報告第9号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第10号

○議長(川山光則君) 日程第3、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田光平君) 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年4月13日付で専決処分いたしました専決第9号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の1ページを御覧願います。下から5行目の第34条の7第1項第1号ホにつきましては、公益法人の寄附金税額控除について、経過措置終了による削除に伴い、条文の整備をしたものであります。

この規定の改正は、公布の日から施行し、令和4年4月1日適用でございませう。

3ページ目を御覧願います。上から12行目の第73条の2につきましては、固定資産課税台帳の閲覧、同条の3につきましては、証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所

が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、閲覧に供すること、証明書を交付することが適当でないとして認められる場合には、当該住所に代わる事項の記載が追加されたことに伴い、条文の整備をしたものであります。

この規定の改正は公布の日から施行し、令和4年4月1日適用でございます。

4ページ目を御覧願います。中段の附則第10条の3では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、条文の整備を要したものであります。

この規定等は公布の日から施行し、令和4年4月1日適用でございます。

5ページ目を御覧願います。中段の附則第12条では、令和4年度限りの措置として、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る令和3年度課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とすることとされたことに伴い、条文の整備を要したものであります。

この規定等は公布の日から施行し、令和4年4月1日適用でございます。

以上、報告第10号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第11号

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年4月13日付で専決処分した専決第10号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、6ページを御覧願います。第2条中の上から10行目になりますが、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めました。適用期限を2年間延長するものであります。

附則において、公布の日から施行するとしております。

以上、報告第11号について、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

◎日程第5 報告第12号

○議長(川山光則君) 日程第5、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田光平君) 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年4月13日付で専決処分いたしました専決第11号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、8ページを御覧願います。第1条中の上から7行目になりますが、租税特別措置法の引用条項の移動により「第12条第3項の表の第2号」を「第12条第4項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第2号」を「第45条第3項の表の第2号」に、第2条中の上から10行目になりますが、租税特別措置法施行令の引用条項の移動による「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めました。

附則において、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

以上、報告第12号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は承認することに決定しました。

◎日程第6 報告第13号

○議長（川山光則君） 日程第6、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年4月13日付で専決処分いたしました専決第12号は、中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、9ページを御覧願います。第2条中の上から10行目になりますが、租税特別措置法の引用条項の移動による「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、第2条中の下から15行目になりますが、租税特別措置法施行令の引用条項の移動による「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めました。

附則において、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

以上、報告第13号 中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第13号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第7 報告第14号

○議長（川山光則君） 日程第7、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年4月27日付で専決処分をいたしました専決第13号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第1号であります。

マイナンバーカード、マイナポイントの利用及びキャッシュレス決済を促進する事業を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,001万7,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,201万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明申し上げます。6ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第19目緊急対策費、12節委託料から18節負担金、補助及び交付金にマイナポイント予約・申請窓口の設置及びカードポイント付与等の経費として、合計で2,258万5,000円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急対策費、12節委託料から18節負担金、補助及び交付金に、キャッシュレス決済のためのポスセルフレジの購入経費及び端末機導入支援金等、合計で1,743万2,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金にマイナポイント事業費補助金307万7,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として3,694万円を計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第1号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 私から消防費というのがないので、ちょっと残念に思っておりました。町長も、聞きにくいと思いますが給料の問題です。前から私もいろんな話ししておりましたけれども、なかなか厳しい財政の中で給料が違うと。皆さんご存じのはずでありますし、いつになれば一緒になるのかと。難しいというか、時間かかると思う。ただ、町長、これどこかで早めに幾らかずつでも近づけていかなければ、なかなかこれは、消防職員の親のほうから言われたことを1つ思い出して、あなた達やと、五所川原の場合だけれども、五所川原と市浦と合併して、議員の給料だば同じだと。報酬なのですけれども、そういう話ま

で覚えて、へば、うちの子の給料どうなっているのかと、そういう方向へ発展しております。早めに近づけるためには、何かいい方法。答弁。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 消防一部事務組合の消防署員の給与のことだと理解をいたしました。鶴田、中泊、五所川原、それぞれが消防署を有していたときに、それぞれの自治体によって給与の考え方が違っていた。要するに給与表、使う給与表も違っていたというのがこれまでの実態で、それを踏襲しながら組合でもやってきたわけでありましたが、今名実ともに一部事務組合として、今、議員がおっしゃったような職員の待遇も同じにしていこうという努力を重ねているところであります。各自治体の負担金をどういうふうに決めていくかという過程において、今、議員からご指摘のあった署員の給与の部分についても一緒になるように、今後調整してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 十分に覚えつつ言っているのだけれど、具体的に来年は1万円上げるよと、極端な話、何かそういう金額的なもの、金額を、ここは消防の一部事務組合と違うけれども、答弁は求めませんけれども、もう少し圧縮して、早めをお願いします。

終わり。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第14号は承認することに決定しました。

◎日程第 8 議案第 3 6 号

○議長（川山光則君） 日程第 8、議案第 3 6 号 中泊町税条例等の一部改正についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 議案第 3 6 号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の 1 2 ページを御覧願います。上から 1 行目の第 1 8 条の 4 につきましては、納税証明書の交付手数料について、固定資産課税台帳を閲覧に供し、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、閲覧に供することが適当でないと認められる場合には、当該住所に代わる事項の記載が追加されたことに伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、令和 6 年 4 月 1 日施行でございます。

第 3 3 条第 4 項及び第 6 項につきましては、所得割の課税標準について、1 3 ページ目の第 3 4 条の 9 第 1 項及び第 2 項につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、総合課税又は分離課税を、確定申告書が提出された場合に住民税の申告書の提出があったものとみなす適用等の所要の措置に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、令和 6 年 1 月 1 日施行でございます。

1 4 ページを御覧願います。上から 1 3 行目の第 3 6 条の 2 第 1 項につきましては、町民税の申告について、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る等の所要の措置に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は令和 6 年 1 月 1 日施行でございます。

1 5 ページ目を御覧願います。上から 1 4 行目の第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶

者の氏名を追加することに係る規定の整備に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、令和5年1月1日施行でございます。

下から10行目の第36条の3の3第1項については、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について、記載事項に配偶者の氏名を記載し、申告することに係る規定の整備に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、令和5年1月1日施行でございます。

16ページを御覧願います。中段の第73条の2第1項固定資産税課税台帳の閲覧の手数料及び第73条の3第1項固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料については、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、閲覧に供することが適当でないとして認められる場合には、当該住所に代わる事項の記載が追加されたことに伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、令和6年4月1日施行でございます。

21ページを御覧願います。第2条による改正は、令和3年改正条例第19号第1条のうち、第36条の3の3改正規定では、扶養親族申告書の改正に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、令和5年1月1日施行でございます。

以上、議案第36号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第37号

○議長(川山光則君) 日程第9、議案第37号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田光平君) 議案第37号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法施行令の一部改正に伴う基礎課税限度額の引上げ及び資産割額の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の23ページを御覧願います。中泊町国民健康保険税条例の第2条第2項において、医療分の基礎課税限度額を63万円から65万円に、同条第3項において、後期高齢者支援金等の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

第4条医療分資産割額、第7条後期高齢者支援金分資産割額、第9条介護納付金分資産割額におきましては、廃止するものであります。

提出議案一覧の31ページを御覧願います。最後に、附則の第1条において公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用すると規定してございます。

以上で議案第37号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げました。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 38 号

○議長（川山光則君） 日程第 10、議案第 38 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第 38 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、児童扶養手当施行令別表第 2 の一部改正に伴い、眼の障害の認定基準が改められたこと及び条文を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の 25 ページを御覧ください。第 3 条第 2 項第 4 号中「以下「政令」という」を削り、別表第 1 中「1、両眼の視力の和が 0.04 以下のもの」を「1、次に掲げる視覚障害、イ、両目の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、ロ、一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの、ハ、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの、ニ、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの」に改め、同表中「すべて」を「全て」に改めるものです。

次のページを御覧ください。別表第 2 備考の「所得税法」の次に「(昭和 40 年法律第 33 号)」を加えるものです。

本条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、議案第 38 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部

改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第39号

○議長（川山光則君） 日程第11、議案第39号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第39号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,051万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,252万8,000円とするものであります。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。

なお、各費目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金、また27節特別会計繰出金に、それぞれ人件費の調整額を計上いたしておりますが、これらは、4月の職員人事異動等に伴うものでございますので、歳出の款を追っての説明は省略させていただきます。

7ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、8ページを御覧ください。第6目企画費、9ページを御覧願

ます。14節工事請負費に、空き家を活用した健やか住宅モデルリフォーム工事費として185万4,000円を、第19目緊急対策費、12節委託料にマイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等における住民票等の交付事業及び文書管理システム導入経費として、合計で3,996万3,000円を、18節負担金、補助及び交付金に高等学校通学費助成金978万円を計上しております。

11ページを御覧願います。第3款民生費、第2項児童福祉費、第6目子ども・子育て緊急支援対策事業費、12節委託料に、町内こども園4か所の抗ウイルス化施工経費として476万4,000円を、14節工事請負費に、薄市学童施設への空調設備設置工事費として23万4,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、12ページを御覧願います。第3目環境衛生費、12節委託料に地球温暖化対策実行計画作成業務866万8,000円を、第8目緊急対策費に新型コロナウイルスワクチン接種の4回目実施経費として、3節職員手当等から13節使用料及び賃借料まで、合計で3,849万5,000円を計上しております。

13ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、14ページを御覧ください。第6目緊急対策費に、一人暮らしの学生等への支援品等を配送する経費として240万円を計上しております。

15ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急対策費、12節委託料に起業・創業支援プログラムから徐福の里環境整備工事設計まで、合計で312万1,000円を、14節工事請負費に徐福の里環境整備工事費として790万9,000円を、16ページを御覧願います。18節負担金、補助及び交付金に、コロナ禍における町内宿泊施設等への利用を促進するG○得キャンペーン実施経費として300万円を計上しております。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費に、地域での持続可能な除排雪体制を支援するため、7節報償費に3万9,000円を、17節備品購入費に除雪機2台の購入経費として196万3,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻

ります。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,271万6,000円を計上しております。

第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金1,531万7,000円を、第4目土木費補助金に、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金100万円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金に、青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金3,065万7,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として6,741万3,000円を計上しております。

以上、議案第39号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 9ページなのですが、ここに投資建設工事請負費という健やか住宅モデルリフォーム工事、これはどのような工事で、どういう事業内容なのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） ただいまのご質問にお答えします。

この健やか住宅モデルリフォーム工事というのは、今後世界中で進んでいきます脱炭素社会に向けた取組に合致する住宅を町内の建築業者が建てられるよう、高断熱、高气密の住宅を建てられるように技術力のアップを図ることを目的に、青森県建築住宅課と連携して、令和3年度から令和5年度までの取組を行っているものです。町内の建築業者が技術力アップの結果、雇用の増進につながって、人口減少の中、しっかりと食べていけるように目指すものであります。

そこで、空き家を改修する形で、国のほう、国土交通省のほうに空き家改修事業として720万円のうち360万円、2分の1を今申請手続中です。今回185万4,000円計上しておるのは、2つの理

由がございまして、1つ目の理由は物価の高騰、2つ目の理由は県から委託された設計業者が建築業者の単価を一部使用しておりまして、町で入札する際には県単価を使用することから単価の置き換えをしたところ、当初より増額となったため185万4,000円計上しております。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 額の増額の部分は分かるのですが、空き家対策でどういう形で申請して、どういう空き家をリフォームすれば補助金が出るのか、何かいまいち今の説明ではしっくり来なかったのですが、もう一度説明願えますか。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 今町にあります空き家は大分昔の建物で、2階建ての大きい建物を今少人数で住めるように、建物の例えば1階部分の一部に生活のスペース、お風呂、水回り、寝室を集約する形で高断熱、高气密の空き家に改修する計画内容としており、それを国土交通省のほうに申請する内容となっておりました。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 国土交通省に申請したとか、額がどうこうかというのを今お聞きしているのではないのです。今私が聞いているのは、聞き方が悪いから答弁がずれているのかも分かりませんが、これリフォームするのだと、では町内にある空き家をリフォームすると申請すれば、町で受けるのか、そこら辺を聞いているのです。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 非常に根本的な話かと思うのですが、今、議員がおっしゃっているような一般的な方が自分の家もリフォームしたいといったときに、この事業を使ってやるということではなくて、モデルを1つつくろうと。要は健やか住宅という名前がついているのは、一般的に古い住宅になるとヒートショック、要するに場所によって気温が全然違ううちが、これ我が町の一般的な住宅だと思うのですが、そういうところのリフォームすることで、ヒートショックもない、なおかつ

先ほど課長から説明あったように、高気密、高断熱で、地球温暖化対策としても意味のあるようなりフォームの仕方をどうやればいいのか、何ぼくらいでできるのかということ、県もデータを取って実証してみたいと。その実証する場所として、我が町のオーナーさんというか、持ち主さんも了解してくれる家を選んだ結果、こういうやり方でやろうということで今進んでいる。経費の配分については、先ほど説明したとおりであります。結果的にこれでうまくいく、このくらいで、例えば30坪、40坪のうちがこのくらいのお金かければ快適になるというモデルをつくると、町としても補助制度をつくって進めていくということをややすくなるだろうという狙いの下にやっている事業、練習事業みたいな……

(「練習だな」の声あり)

○町長(濱館豊光君)　そうです。そのとおりであります。

　　以上であります。

○議長(川山光則君)　よろしいですか。

○6番(荒関富雄君)　はい。

○議長(川山光則君)　ほかにありませんか。

　　秋元議員。

○4番(秋元隆君)　16ページの防雪対策費に備品購入費196万3,000円とあるのですけれども、どういう機械を買うのにこの額なのか、ちょっとお知らせください。

○議長(川山光則君)　藤本環境整備課長。

○環境整備課長(藤本雅久君)　ただいまの質問にお答えします。

　　今この事業は、国土交通省が新しく制定した豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業として行う事業でして、その中で今豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が大変多いということで、作業する屋根の雪下ろしや家の周りの除雪を行う人たちに安全講習会を開いて、あと雪下ろしの際にでも必要なところがあれば、除雪機械、ハンドガイドの機械で、小さいもので、通常の除雪等とか歩道をかける機械ではなく、一般家庭でやっているような除雪機械を対象にしております。

　　参考までに、この事業を行う組織としては、中里地域17地区、小泊地域8地区に委嘱されている兼任集落支援員がいる町内会を中心に、高齢者世帯や要支援世帯の屋根の雪下ろしや、雪下ろしに伴う除

雪を町内会の活動の一環として事業を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川山光則君） 秋元議員、よろしいですか。はい、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 機械は家庭用の機械ということで、そうすれば申請があれば、これは各集落に貸出しするということの理解でよろしいですか。

ちなみに、町ではタイヤショベルとか、そういう機械の購入予定は今のところないのですか。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 今のところ、まだ除雪の機械の更新は考えておりません。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 同じあれなのですけれども、この除雪機2台、国のほうの補助金があるので、2台購入すると。2台では足りないのではないですか。どういうふうに回していこうというイメージ持っているのですか。小泊へ1台置いて、中里へ1台置くのか、そこいら辺。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） この機械については、3台、4台と購入しても、補助事業として要望していくのも可能だったのですけれども、今年が初めての年なので、自治会のほうで、そういう除雪を伴う組織とか、そういうグループをつくってもらえるかというような話合いを進めながらいくために、取りあえず今年は2台。要望とか、そういう組織が多くなれば、来年度はまた増強していきたいと考えております。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そうすれば、今集落支援員が25で、そういう集落から要望があれば、では来年度からどんどん集落ごとに1台とか、そういう構想を持っているのですか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今兼任集落支援員25地区に配置されて、こちらのほうの予算は年間の活動費として40万円用意させていただいております。今回のは、あくまでも小型の機械を地域の除排雪、役場のほうの

一斉排雪とか除雪とかで目の届かないようなところ、小回り利かないようなところを各地域の集落支援員さんたちのお力でやっていただきたい、そのときの道具として、この除雪機を使っていただきたい。うまく回るようになれば、台数増やすこともできますし、他の制度でスクラム除雪という県のほうの制度もあります。自治会とかでやるときに、機械だけ貸しますよというようなものもありますので、そういうものを使ってやるというのもできますし、毎年40万活動費出る中から除雪機を、例えば何年間かけて用意していく集落支援員のところも出てくるかもしれない。そういうことに期待しながら、今試験的にやってみると。もちろんこの補助金を使って台数を増やして行って、町でもっと多く貸し出せるようにするのも一つの考え方だと思います。そういうことを総合的に併せながら、今後のことを考えていきたいということでもあります。

○議長（川山光則君） 成田議員。

○3番（成田直人君） 12ページの環境衛生費の関係なのですが、いわゆる12の委託料の地球温暖化対策実行計画作成業務ということで、かなり大きなテーマであるし、金額的にも800万という高額になっていまして、具体的な中身はどういうふうな形でこれ求めているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 一般質問でもお答えをさせていただいたのですが、地球温暖化対策というものを町を挙げて取り組んでいくために、区域施策編というものと、役場の中の事務事業編というものに分けまして、町全体としてCO<sub>2</sub>の排出削減をどのように実現していくか。これ民生部門、産業部門、様々あろうと思うのですが、全ての部門においてどういうふうにして目標を立て、その実現に向けてどういう行動を取っていくのかという行動計画まで含めた計画になる予定であります。以上でございます。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 私も環境衛生に関連します。端的にいきますと、読売新聞に中泊からダイオキシンが出たと。これは何かと。ダイオキシン、これは大変なことでありましたので、議長とも話ししたら、小泊の山でないかと。それ副町長ともこの間話ししたのだけれども、話

はどうだっけ。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 沖崎議員のご質問で、林野庁の旧小泊村で使用したダイオキシンを含んだ除草剤の使用についての件かと思えます。戦後有機の塩素系の農薬を含んだ除草剤がありまして、その中にダイオキシンが含まれていたと。その除草剤を昭和46年まで使用していたということでございます。次の年から除草剤を処分してくださいということで、林野庁から通達が来てございます。旧小泊村の時代に、今の営林署のほうから小泊の増川林道の付近の山に、コンクリートと土と除草剤を混ぜた塊を埋設するようという通達が来てございます。

現在津軽森林管理署の金木支署のほうで年2回点検してございまして、異常が見られていないという確認はしてございます。流出はしていないということでございます。

以上です。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 読売新聞たるものが、これ許可得ないで、ただ新聞に出してもいいのだから。すごく批判あるのだよな。今メバルとか山なので、風評被害だでばな。あれは、別に許可なくても新聞にマスコミはいいのだから。誰か分からねば、それでどうにもならないばってや。何か。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 県で広報広聴課長もやったことある立場から、知識として申し上げますと、報道関係者が取材に基づいて自社の責任でもって報道するというのを我々が許認可云々という話は一切ありません。これは、各報道機関が自分たちの報道の使命に基づいて、実際調べて報道するという事は、何人も止めることはできないということだと思っております。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 分かったし、担当課長よく調べてけで。そうすれば、いいんですね。問題ないということで、分かりました。

○議長（川山光則君） それ以外の人で質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 15ページ、商工費の緊急対策費、これは徐福の里の

整備工事、どのような内容で、これの予算はどういう形になっているのか、お知らせ願えればと思います。

○議長（川山光則君） 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、徐福の里物産直売所の改修に係る費用になります。徐福の里物産直売所は、エアコン未設置のため空調コントロールができていないと。そのため夏場、特に熱が籠もって、お客様にもちょっと悪いイメージを与えているような状況でありました。

そこで、今回空調の効率性を上げるため壁面に断熱材を施すなど、それから若干改修をいたしまして、熱効率、そういったものを上げると。空調の効率性を上げるということで改修を行って、エアコンを最終的に設置するというような事業になります。

この財源につきましては、環境衛生を整えるということで、地方創生臨時交付金、こちらを活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。ほかにありませんか。

塚本悦子議員。

○5番（塚本悦子君） 塚本です。10款教育費についてであります。学校の冷房についてですけれども、昨年武田小学校と薄市小学校にクーラーを設置して、子供たちは大変喜んでいました。そして、いつもだったら「うちに早く帰ろう」と言ったのに、学校でゆっくり勉強できるということで大変喜んでおります。それはありがとうございました。

しかしながら、職員室と校長室にはついていなくて、私も行ってみたら36度以上もあって、扇風機だけで対応しておりましたけれども、これは大変だなと思いました。今年の夏までには設置していただけるものでしょうか。

○議長（川山光則君） 質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 義務教育における小中学校の設置者は私でございますので、その設備ということで私のほうからお答えします。

以前にもご答弁申し上げておるわけですが、学校の学ぶ環境は快適であるべきだというふうに私も思っております。ただ、冷房設備については、建物そのものの今後の使用の狙いとか、つけた場合の

効果だとか、様々なものを考えながら設備を設置していくべきだろうなというふうに考えておりました、子供たちが学ぶ教室には優先的につけさせていただいたわけではありますが、教職員の職員室、校長室等については、それぞれ個別に検討しながら考えてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 中里小中学校には完備しております。でも、なぜ武田小学校と薄市小学校、その環境がどうたらとかというのは、これはまたあまりにも差がつき過ぎではないかなと思うのです。

私も行ってみました。36度以上あります、去年。私、大変喜んであったのだけれども、校長先生はとても優しい方ですけども、「私は我慢します。でも、職員、この立派な職員が一人でも倒れた場合、私の責任です」と。いや、私も耐えられません。入ったら、もう暑くて。私たちこの役場では、もう快適で涼しいほどなのに、学校の教育の場で先生方が士気が高まらないと、そう思いますので、私は何があっても即完備していただきたいと、そう思うのです。

何かがあったときに、どうしましょう。教育委員会、どうしたのですかとか、住民の批判が生まれるのがもう目に見えています。なぜこの差があるのでしょうかと、私は常日頃思っています。教育に格差があっては絶対駄目だと、私は思っていますので、ぜひこの夏までにはつけるという、それを切にお願いいたします。希望しています。よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 答弁ありませんか。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今年学校の子供たちと直接懇談をするという事業も計画しております。私自身も直接学校に出向いて確認をしながら、今、議員おっしゃるような対応が必要かどうかということを経験で判断をして対応していきたいなと思っております。必要があれば、やらせていただきます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 同じ教育関連の緊急対策費であります。18ページで

あります。

ここの城跡の公園の改修工事、この説明欄をどのように読み取ればいいのかご説明願います。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

御覧のとおり、当初は3つに分けて計上しておりましたが、資材の高騰などによって当初予算を超過するため、今回一本化することで諸経費を抑えながら実施できるものと判断して組替えをさせていただいたものです。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これ工事はやるのだと、この工事は3本で入札かけると、そういう意味ですか。この3つを一本で。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） これは、一本にまとめて1つで入札するということでございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

野上祐一議員。

○12番（野上祐一君） 私、1つ教えてもらいたいです。

16ページのG o 得キャンペーンとあるのだけれども、これは中身どういう中身になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川山光則君） 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

G o 得キャンペーン、国ではG o T o キャンペーンとかやってきていましたけれども、町ではG o 得キャンペーンとして宿泊割を令和2年度から実施しております。令和2年度は、4,000円割り引いて1,000円クーポンを差上げると。これで300人の実績を上げてございます。令和3年度は、1,000円下げて3,000円割引、1,000円クーポンをつけて600人の実績を上げてございます。これを令和4年度は宿泊の割引を2,000円にし、クーポン1,000円、それで1,000人泊を目指して実施するものであります。

また、国が県に予算を配分し、これからG o T o の代替りのもの

を実施すると伺っております。これと併用させれば、十分この1,000人来ていただけるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 野上祐一議員、大丈夫ですか。

○12番（野上祐一君） 分かりました。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 中泊町という字を使ってやるのぼり、中泊町応援団、この中泊町のこの字を使って、いろんなところへ、世界大会とか、あちこち持って歩きたい。この中泊町を使うには何か許可が必要なものか、町長。勝手に持って行って、誰も文句つけないかと思うけれど。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 私の知る限りでは、中泊町ののぼりなりなんなりを持って応援に行くのは、どこからも制限かかっていないはずでございます。どうぞご自由に作って、応援していただければありがたいなど。相撲でも阿武咲と作ってやるのも、これ自由でございますので。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 水泳の池江璃花子選手、白血病であっても、世界チャンピオンだけれども、あれを破る人間が、前しゃべったけれども、中泊出身の相馬あいさん、今ミキハウスにいるのだけれども、この間池江璃花子を破って1番取って、また負けたけれども、そして今オーストラリアなどで銀メダル取ったり、すごい人間がいるわけだ。この間家族の人、おじいちゃん、おばあちゃんと行き会って、どんなものかと、こういう話ししたら、うんいいなど、いろんな所へ持って歩くし、そうすれば中泊はどこにあるのかとか、いろんな海外へも持って歩けるし、何か使わせてもらいます。後援会はないもので、応援団とつければ良いと、分かりました。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第40号

○議長(川山光則君) 日程第12、議案第40号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第40号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,431万9,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,332万2,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。7ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、3節職員手当等に人事異動に伴う職員人件費分として15万2,000円を計上しております。

第2款保険給付費、第6項傷病手当諸費、第1目傷病手当金において、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金40万円を計上しております。

次に、歳入であります。6ページにお戻り願います。2、歳入。第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に、歳出の関連で、特別調整交付金40万円を計上し、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、人件費分として15万2,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。11ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において、3節職員手当等に、職員人件費分として15万3,000円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費において、17節備品購入費に卓上遠心分離機購入費用として27万2,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、合計465万7,000円を減額し、第6款諸収入、第2項受託事業収入、第2目予防接種代金に、新型コロナウイルスワクチン接種代金として508万2,000円を計上しております。

以上で、議案第40号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第41号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(川山光則君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

議案第41号は、中泊町教育長の辞職に伴い、後任の教育長を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎追加日程第1 議案第41号

○議長(川山光則君) 追加日程第1、議案第41号 中泊町教育委員会教育長の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第41号は、中泊町教育長の任命についてであります。

後任の中泊町教育長に鈴木信也氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、旧中里町亀山出身で、昭和58年に県内の高等学校で教職に就き、翌昭和59年以降は、千葉県船橋市を中心とした小中学校等で教員を務め、令和2年までの長い間多岐にわたり教育行政に尽力してきた方でございます。この間、船橋市青少年センター所長や船橋市立行田中学校校長を歴任されております。

詳細な経歴につきましては、議案書の次のページに記載をさせていただきます。教育行政に非常に明るく、教育長として適任であ

ると存じますので、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 町長の選ぶ人はいいかと思うし、この経歴を見ても立派な方ではありますけれども、本人を見たことない。分からないものだどこで、いかようにしたらいいものかなど。今でなく次の議会でもいいし、急務であれば臨時会でもいいし、本人を知らない人がいっぱいいると思うの、議員でも。そこを先に会って話しして、反対はしないけれども、こういうあれ見ればいいのだ。親たち見ても、親たちいろんな付き合いでいい人だし、いいと思うけれども、本人は分からないわけだ。

私たち、濱館豊光に会いに行ったのだ、東京まで。みんなでオーケーと、濱館豊光という人を連れてきて、今も頑張っていると思う。ただ、そういうことは全然知らないわけだ。私は、もう少し後で、次の議会までは長いけれども、臨時会か何かでオーケーしてもらえればいいのではないのかと。

ただ、私たちも12月に町民の審判を受けるわけだ。選挙があるわけだ。そのために議員は何でも「はい」でやっているのではないかと、何か疑われるようなあんばいもあるし、何か心苦しいところもある。私はそういう、もうちょっとずらしてもらいたいと思っております。

○議長（川山光則君） ただいまのことについては協議したいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時31分

○議長（川山光則君） 休憩中の会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時38分

○議長（川山光則君） 休憩中の会議を再開いたします。

◎日程第13 陳情第4号

○議長（川山光則君） 日程第13、陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情についてを議題にします。

お諮りします。陳情第4号を総務文教常任委員会へ閉会中の審査事項として付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号を総務文教常任委員会へ閉会中の審査事項として付託の上、審査することに決定しました。

◎日程第14 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長（川山光則君） 日程第14、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ

いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思  
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ  
いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定  
しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわ  
たり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第2回中泊町議会定例会を閉会いたしま  
す。

閉会 午前11時40分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

署名議員 野 上 祐 一

署名議員 我 田 直 人